

林野火災注意報・林野火災警報の運用について

～令和8年1月1日（木）から運用開始～

令和7年12月23日
京丹後市消防本部

令和8年1月1日から林野火災注意報と林野火災警報の運用が始まります。運用開始の背景は、令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受けて、火災予防条例の一部改正を行い林野火災注意報及び林野火災警報を的確に発令することで、林野火災予防の実効性を高めることを目的とします。

1 林野火災注意報

林野火災の予防上注意を要する気象状況になった場合には、林野火災注意報を発令します。発令中は、屋外での「火の使用の制限」は、努力義務となります。

2 林野火災警報

林野火災の予防上危険な気象状況になった場合には、林野火災警報を発令します。発令中は、屋外での「火の使用の制限」は義務となります。

3 周知方法について

- (1) 防災行政無線による広報
- (2) 消防車両での広報
- (3) 消防本部 HP 等に掲載

4 林野火災警報が発令された場合は、関係機関（京丹後警察、報道機関、丹後広域振興局）に連絡します。

5 その他

詳細は別紙、補足資料を参照してください。

【お問合せ先】

京丹後市消防本部 予防課 浅田
(電 話 0772-62-5119)
(F A X 0772-62-6119)

～京丹後市消防本部からのお知らせ～

令和8年1月1日から林野火災注意報・林野火災警報運用開始！

令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・警報」の運用が始まります。



イラスト：総務省消防庁 (<https://www.fdma.go.jp/>) 引用

1.林野火災注意報・警報について

林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際には、「林野火災注意報」を発令し、火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、努力義務を課すこととなります。また、林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、「林野火災警報」を発令し、火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、義務を課すこととなります。

2.林野火災注意報・警報の発令基準について

(1) 林野火災注意報の発令基準

前3日間の合計降水量が1mm以下で、次の〈ア〉～〈ウ〉のいずれかに該当する場合

〈ア〉 前30日間の合計降水量が30mm以下

〈イ〉 乾燥注意報が発表

〈ウ〉 市長が本市において乾燥注意報発表基準に該当すると認めた場合

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合はこの限りでない。

(2) 林野火災警報の発令基準

林野火災注意報の発令基準に加え、次の〈ア〉又は〈イ〉のいずれかに該当する場合

〈ア〉 強風注意報が発表

〈イ〉 市長が本市において強風注意報発表基準に該当すると認めた場合

裏面に続きます

3.林野火災注意報・警報が発令された場合の「火の使用の制限」について

火災予防条例第29条の規定により、次のとおり「火の使用の制限」がかかります。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市長が指定した区域内において喫煙しないこと。
- (6) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

4.林野火災注意報・警報時「火の使用の制限」に従わなかった場合

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ、罰則を伴わない努力義務を課すものとなっております。一方で、林野火災警報は、「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

5.発令時の周知方法

- >消防車両での広報
 - >防災行政無線による広報
 - >消防本部HP等の掲載
- などにより、周知を行います。

問い合わせ先：京丹後市消防本部
消防本部 予防課（平日）0772-62-5119
峰山消防署 消防課（夜間・土日・祭日）
0772-62-0119

京丹後市消防本部HPはこちら

